

那 須 烏 山 市

学校適正規模・適正配置等に関する答申書

令和 7 年 5 月

那須烏山市学校適正規模等検討委員会

<目 次>

はじめに	3
第1章 本市における小中学校の適正規模等の考え方	4
1 学校規模の適正化（学級数）	4
2 学校の適正配置（通学条件）	6
(1) 通学距離の考え方	7
(2) 通学時間の考え方	7
3 学校統合の適否に関する合意形成	7
(1) 教育的視点	7
(2) 児童生徒及び保護者への配慮	7
(3) 地域コミュニティへの配慮	8
4 魅力ある学校づくり	8
(1) 学習環境への配慮	8
(2) 学校環境への配慮	8
(3) 将来ビジョンの共有	8
第2章 本市の人口状況	9
1 本市の人口推移	9
(1) 年齢3区分	9
(2) 合計特殊出生率の推移	9
(3) 地区別人口の推移	10
第3章 本市の学校状況	12
1 学校統廃合等の経過	12
2 児童生徒数及び学級数等の推移	12
(1) 児童数の推移【小学校】	12
(2) 生徒数の推移【中学校】	13
(3) 学級数の推移	14
(4) 学年別児童生徒数及び学級数の推移	15
(5) 年度別入学者数の見込み	17
3 学校適正配置の状況（通学条件）	18
(1) スクールバス車両及び運行状況	18
(2) スクールバス利用人数	18
(3) 通学距離及び時間	19
4 学校施設の状況	20

第4章 学校規模等による課題	24
1 小規模校のメリット・デメリット	24
2 複式学級のメリット・デメリット	25
（1）複式学級の特徴	26
第5章 望ましい学校規模の確保	27
1 望ましい適正規模（学級数）	27
（1）小学校	27
（2）中学校	27
2 望ましい適正配置	27
（1）適正配置（通学条件）	27
（2）スクールバスの運行	28
第6章 学校再編の適否に関する合意形成	29
1 複式学級の解消	29
2 小規模学校	29
3 クラス替えができる学校	29
第7章 学校再編の具体的対策	30
1 小学校の具体的対策	30
2 中学校の具体的対策	31
第8章 魅力ある学校づくり	32
1 魅力的な学習環境の提供	32
2 学校環境の充実	32
第9章 学校統合に向けての配慮	34
1 児童生徒の環境変化への配慮	34
2 地域コミュニティへの配慮	34
3 将来ビジョンの共有	34
4 小中学校の適正規模・適正配置等に関する計画策定	34
おわりに	35
資料編	36

はじめに

近年の急激な少子化により、那須烏山市においても児童生徒数が減少しており、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が懸念されます。このような状況の中、那須烏山市学校適正規模等検討委員会（以下、「本委員会」という。）は、令和5年11月30日に那須烏山市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）から、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことの重要性に鑑み、将来を見据えた那須烏山市立小中学校の適正規模・適正配置等について諮問を受けました。

今後も少子化が更に進むことが予想される中、本委員会は、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校の小規模化に伴う規模等について学校の現状及び課題を整理するとともに、地域コミュニティや今後のまちづくりも視野に入れ、答申まで9回に渡り慎重な議論を重ねてきました。

この答申は、委員から様々な意見がありましたが、児童生徒の教育条件の改善を第一に考え、また、令和4年度に教育委員会において実施されました意識調査の結果も踏まえながら取りまとめています。

今後は、答申を基に計画を策定することとありますので、市民の理解を得るとともに行政のより一層の努力により教育環境の充実を推進されることを期待します。

令和7年5月

那須烏山市学校適正規模等検討委員会
委員長 中山 条 男

第1章 本市における小中学校の適正規模等の考え方

本委員会は教育委員会から諮問を受け、提示された『「那須烏山市小中学校の適正規模・適正配置等について」検討するにあたっての指針』（以下、「指針」という。）及び「那須烏山市小中学校適正規模・適正配置 資料編」（以下、「資料編」という。）を踏まえ以下の4つの視点から検討しています。

【4つの視点】

- 1 学校規模の適正化（学級数）
- 2 学校の適正配置（通学条件）
- 3 学校統合の適否に関する合意形成
- 4 魅力ある学校づくり

1 学校規模の適正化（学級数）

学校規模の標準は、「特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされている弾力的なものであり、地域の実情に応じて細やかな分析を行うべきものとされています。

そのため、本委員会では、学校規模の標準を下回る場合の判断の目安として「公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月文部科学省）」を踏まえ整理しています。

○学校教育法施行規則

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校は第79条において小学校の規定を準用。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律基準

（学級編制の標準）

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。

ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 …… 1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、都道府県教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学 級 編 制 の 区 分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第 2 項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	35 人
	二の学年の児童で編制する学級	16 人（第一学年の児童を含む学級にあつては、8 人）
	学校教育法第 81 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級（以下この表及び第 7 条第 1 項第 5 号において単に「特別支援学級」という。）	8 人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	40 人
	二の学年の生徒で編制する学級	8 人
	特別支援学級	8 人

※経過措置として児童の数の推移等を考慮し、第 2 学年から第 6 学年まで段階的に 40 人から 35 人とする旨が規定されている。（令和 7 年度まで）

※栃木県では令和 2 年度から小中学校 35 人学級を実施している。

< 公立小中学校の適正規模や適正配置に関する手引（提示例） >

小学校の場合

【1～5 学級：複式学級が存在する規模】

学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きい
ため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生
かす方策や小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6 学級：クラス替えができない規模】

一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児
童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や更なる小規模化の
可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に
近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な
事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や小規模校のデメリット
の解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や小規模校のデメリットの解消策等や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

2 学校の適正配置（通学条件）

学校の適正配置については、児童生徒の通学条件を考慮し、次の考え方により検討しています。学校統合等を行う場合は、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、児童生徒の負担面や安全面に配慮しています。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

○従来の通学距離基準に加え通学の基準を設定する場合（国の実態調査及び調査研究より）

1時間以内を目安として市町村が判断とされている。

※通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、概ね1時間以内とされている。なお、遠距離通学や長時間通学を一定程度解消できる見通しが立つという前提で1時間を目安とし市町村が判断することが適当とされている。

(1) 通学距離の考え方

国の基準を踏まえ、その上で、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学や自転車通学、またはスクールバスの活用などを考慮し、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた通学距離を検討する。

(2) 通学時間の考え方

- ① 適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できることを前提として、通学時間について、国の目安を考慮し地域の実情や児童数の実態に応じた判断をする。
- ② 交通機関やスクールバスの活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩時間が減少したりすることに伴い、体力の低下や家庭学習時間の減少などの課題が生じることが考えられ、創意工夫により課題を解消する。

3 学校統合の適否に関する合意形成

学校の適正規模等の検討については、標準規模を大きく下回る場合、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があります。

学校は、児童生徒の教育のために設置されている施設であり、児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に捉えるべきですが、地域社会の将来を担う人材を育てる場所でもあり、防災や地域の交流の場などの機能も有している場合も多くあります。

そのため、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有する必要があるため、以下の点について留意し検討しています。

(1) 教育的視点

- ① 義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。
- ② 学校では、教科等の知識や技能の習得だけでなく、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じ、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることを重要としている。

(2) 児童生徒及び保護者への配慮

学校教育の直接の受益者である児童生徒や保護者の声を重視しつつ、教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有するため「小中学校の学校適正規模・適正配置に関する意識調査」(令和4年2月実施)(以下、「意識調査」という。)の結果を踏まえる。

(3) 地域コミュニティへの配慮

- ① 学校は、児童生徒のための教育施設であるだけでなく、地域コミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を併せ持っている。
- ② 学校教育は、地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格を持っている。

4 魅力ある学校づくり

標準規模を下回る場合、教育上の課題を把握し、課題解決のため、より良い学校となるよう魅力ある学校づくりが必要であると考えます。そのため、まちづくりを含めた将来ビジョンを共有するとともに魅力ある学校づくりについて以下の点に留意し検討しています。

(1) 学習環境への配慮

- ① 各学校では、これまで取り組んできた教育方針、特色ある教育、学校運営上の工夫などがある。また、保護者や地域住民が参画する「学校運営協議会」や「地域学校協働本部」により地域と学校の協働関係が構築されている。
- ② 児童生徒の学習環境や生活環境、保護者、教職員との関係性が構築されている。

(2) 学校環境への配慮

- ① 教育環境の充実を第一義に考え、児童生徒が学習に集中できる環境の整備や安全面に配慮する。
- ② 登下校に対するスクールバス等の導入に伴う課題の対応や通学路の安全面に配慮する。

(3) 将来ビジョンの共有

学校統合については、将来ビジョンの共有が重要であり、より良い学校、魅力ある学校づくりにつながっていく道筋を明確にすることが必要である。課題の可視化と並行して効果に関する見通しを踏まえる。

第2章 本市の人口状況

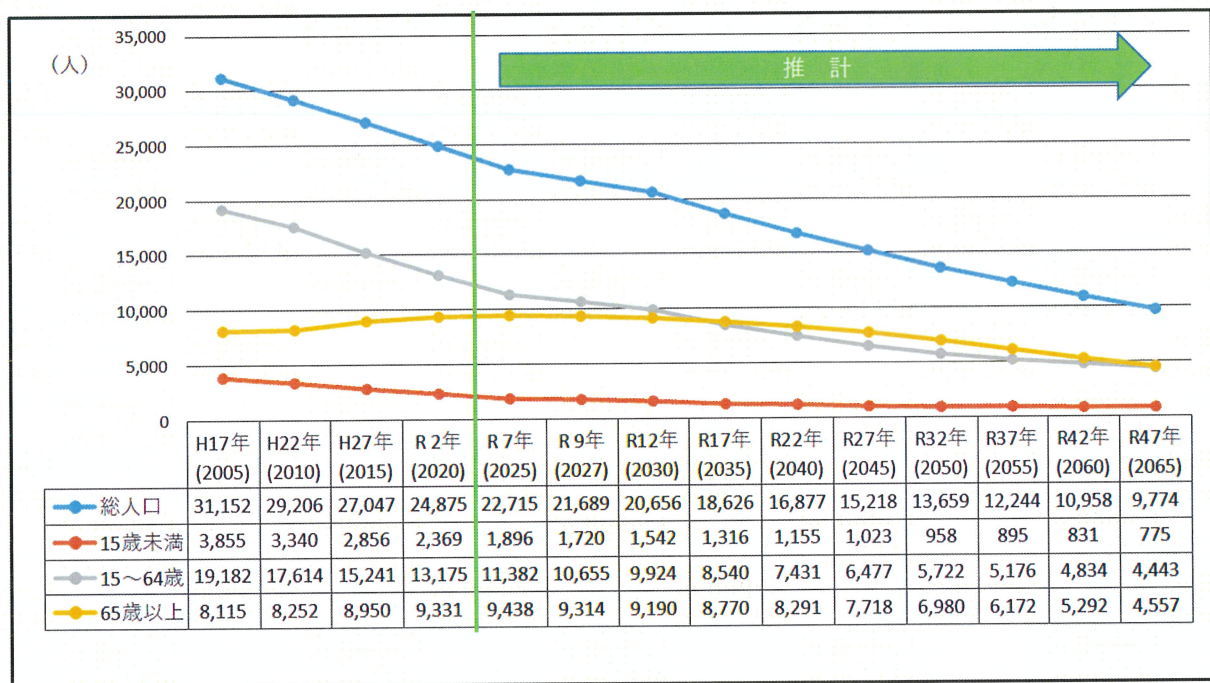
1 本市の人口推移

学校の適正規模及び適正配置を進めるためには、本市の人口等の現状把握が必要であると考えます。そのため、「那須烏山市第3次総合計画」の人口フレームを活用し、人口等の分析・把握をし課題を整理をしています。

(1) 年齢3区分

図1の年齢3区分では、南那須町と烏山町が合併した平成17年の総人口は、3万人を超えていましたが、令和2年には約6,000人が減少し24,875人となっています。その後の推計では、令和2年度から令和9年度で、約3,000人、12.8%減少すると見込まれており、特に15歳未満の減少数が大きくなっています。人口減少の加速化が進んでおり、令和17年には20,000人を下回ることが見込まれています。

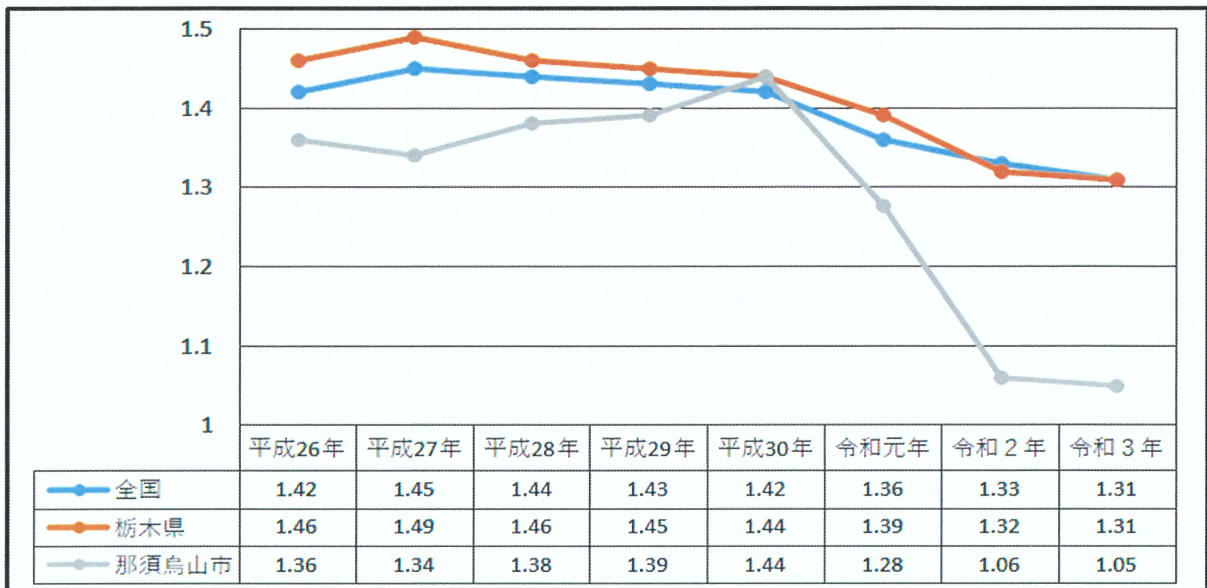
【図1 年齢3区分】



(2) 合計特殊出生率の推移

図2の合計特殊出生率は、1人の女性が一生に産む子供の人数の平均を求めたものであり、本市の比率は平成30年以降、国・県と比較し大幅に下回っています。本市では、若年女性数の減少及び年間の出生数の減少が影響しているものと考えられます。

【図2 合計特殊出生率の推移】

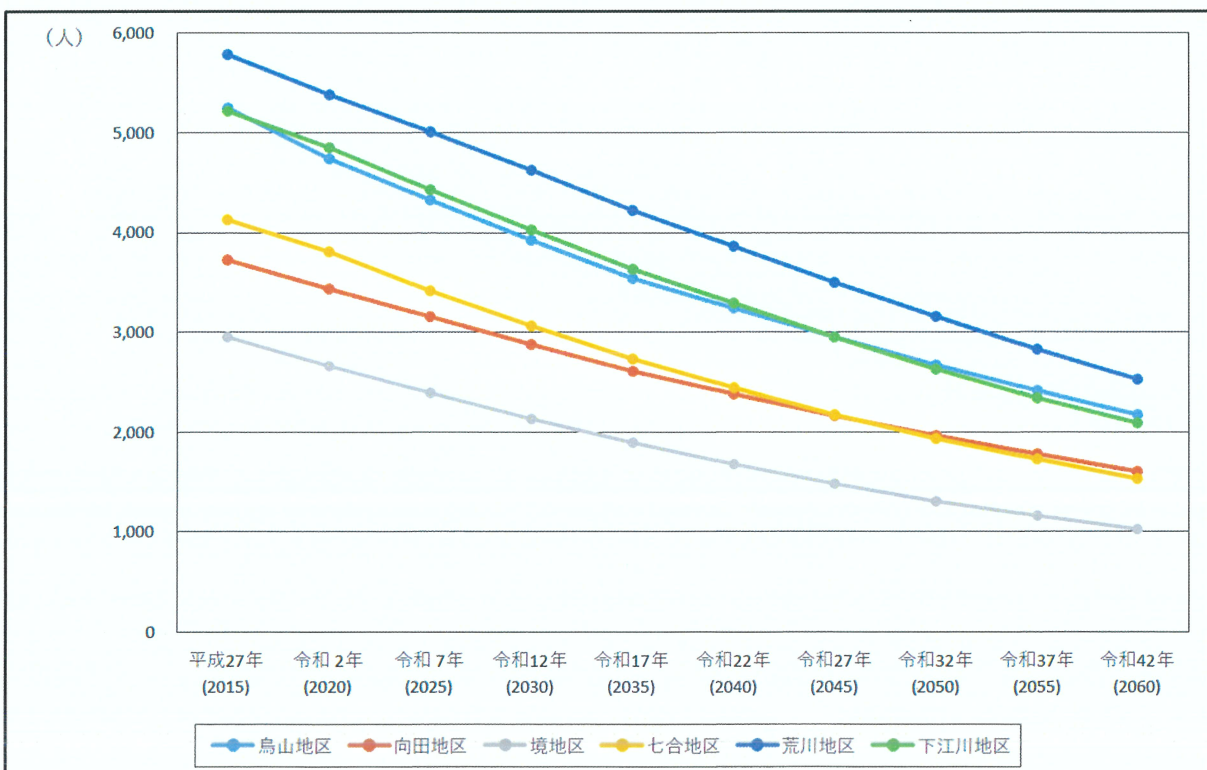


※人口維持に必要な、合計特殊出生率は 2.08 とされている。

(3) 地区別人口の推移

図3の地区別人口の推移では、平成27年から令和2年を比較すると、各地区とも減少しており、特に烏山地区と境地区が大きく減少しています。また、令和2年度以降についても、各地区とも減少することが見込まれ、特に境地区、七合地区、下江川地区の減少率が大きくなっています。

【図3 地区別人口の推移】



	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)	令和 17 年 (2035)	令和 22 年 (2040)	令和 27 年 (2045)	令和 32 年 (2050)	令和 37 年 (2055)	令和 42 年 (2060)	減少率
烏山地区	5,247	4,741	4,325	3,927	3,542	3,235	2,952	2,674	2,414	2,172	▲58.6%
向田地区	3,722	3,432	3,151	2,880	2,607	2,381	2,166	1,962	1,779	1,605	▲56.9%
境地区	2,946	2,663	2,387	2,129	1,890	1,680	1,483	1,306	1,159	1,028	▲65.1%
七合地区	4,129	3,804	3,420	3,067	2,732	2,437	2,172	1,933	1,724	1,531	▲62.9%
荒川地区	5,787	5,384	5,006	4,631	4,221	3,857	3,497	3,153	2,826	2,527	▲56.3%
下江川地区	5,216	4,851	4,426	4,022	3,634	3,288	2,948	2,632	2,342	2,095	▲59.8%
合計	27,047	24,875	22,715	20,656	18,626	16,877	15,218	13,659	12,244	10,958	▲59.5%

第3章 本市の学校状況

1 学校統廃合等の経過

平成 17 年 10 月の合併時には、小学校 9 校、中学校 5 校がありました。合併時に旧烏山町の小中学校のあり方に関する答申が引き継がれ、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年計画で烏山地区において小学校 3 校、中学校 1 校に統合が進められました。なお、学校耐震化の実施により中学校の統合は 2 年遅れましたが、平成 24 年 4 月に小学校 5 校、中学校 3 校となりました。

その後、平成 25 年 3 月に「那須烏山市学校再編整備に関する答申書」を受け、南那須地区の中学校を統合し、現在は小学校が 5 校、中学校が 2 校となっています。

【小学校】

- 平成 19 年 野上小学校及び向田小学校を烏山小学校へ統合
- 平成 20 年 東小学校と境小学校を統合し、境小学校として旧境中学校校舎を活用
- 平成 21 年 興野小学校を七合小学校へ統合
- 平成 28 年 江川小学校を旧下江川中学校へ移転
- 令和 4 年 境小学校を小規模特認校に指定

【中学校】

- 平成 18 年 境中学校を烏山中学校へ統合
- 平成 24 年 七合中学校を烏山中学校へ統合
- 平成 27 年 下江川中学校と荒川中学校を統合し南那須中学校を新設

2 児童生徒数及び学級数等の推移

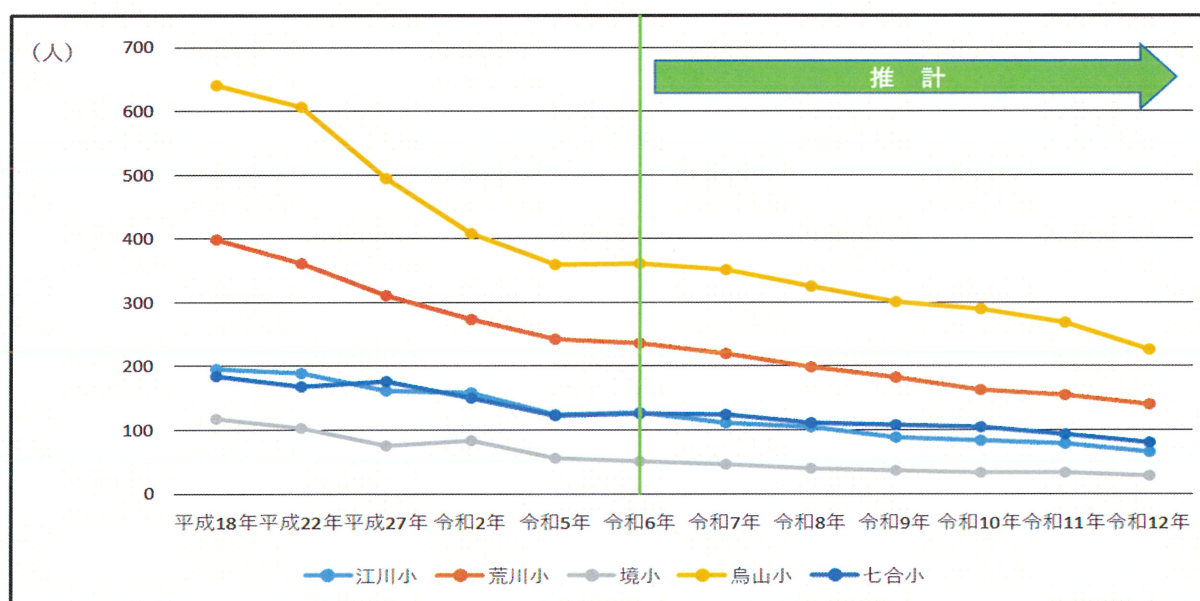
【推計基準】

- ◇参考資料：令和 7 年度以降の児童・生徒推計調査（文部科学省）
- ◇学級数：通常学級 1 学級の児童・生徒数を 35 人で推計
※令和 6 年度の烏山小学校は、弾力的運用により 1 学年を 3 学級としている。
- ◇児童・生徒数：全児童生徒数
※図 8 の児童生徒数については通常学級の人数としている。

（1）児童数の推移【小学校】

図 4 の児童数の推移では、平成 18 年度と令和 6 年度を比較すると境小学校が約 56.4%、荒川小学校 40.5%、烏山小学校が 43.5%と 4 割を超えて減少しています。将来推計でも児童数の減少は進行し、令和 12 年度には、令和 6 年度との比較で約 40%の減少が見込まれ、令和 7 年度には境小学校の児童数が 50 人を下回りました。また、江川小学校は令和 9 年度、七合小学校は令和 11 年度にそれぞれ 100 人を下回ることが見込まれます。

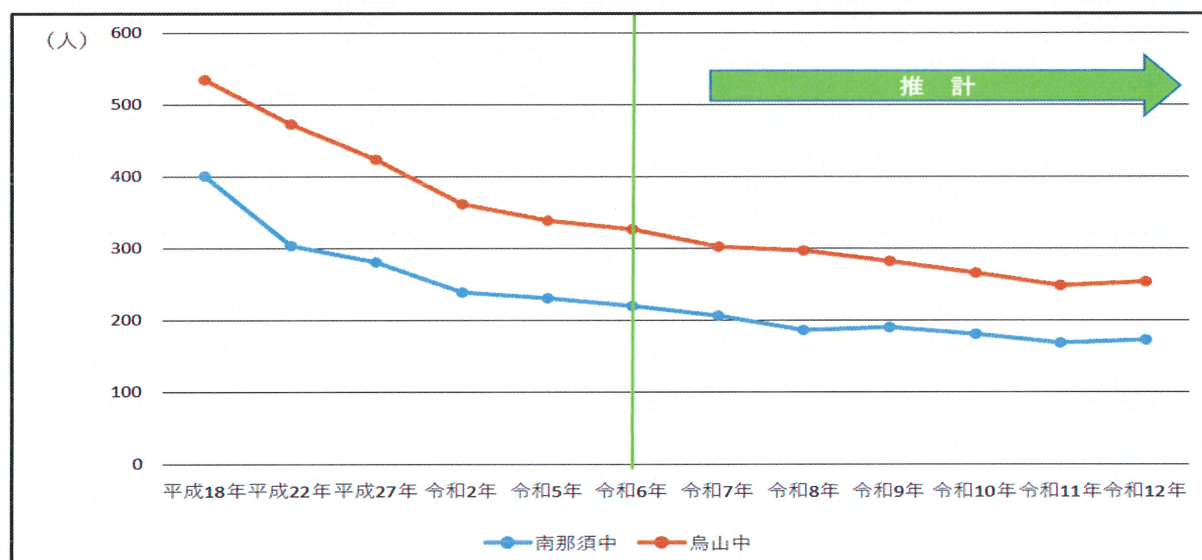
【図4 児童数の推移】



(2) 生徒数の推移【中学校】

図5の生徒数の推移では、児童数と同様に、平成17年の合併時と令和6年度を比較すると40%以上の減少となっています。将来推計についても、令和6年度から令和12年度で20%以上の減少が見込まれます。

【図5 生徒数の推移】

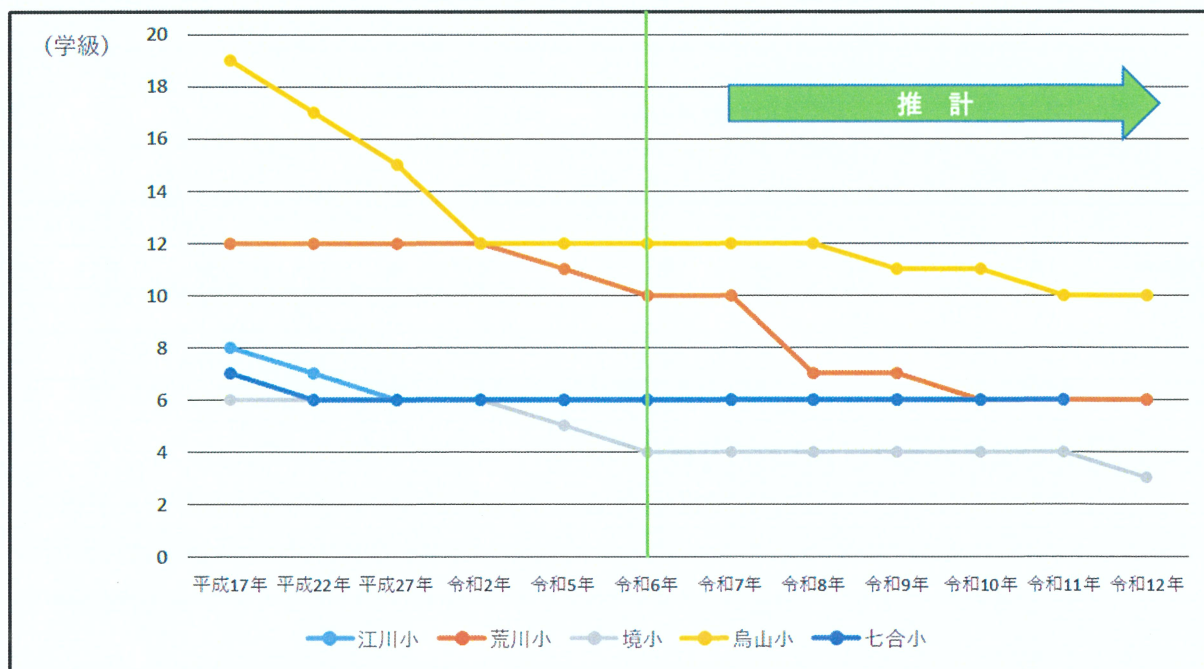


	平成 18 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
南那須中	401	304	280	238	231	219	206	186	190	180	168	172
烏山中	534	472	424	361	339	326	302	296	282	266	248	254
合計	935	776	704	599	570	545	508	482	472	446	416	426

(3) 学級数の推移

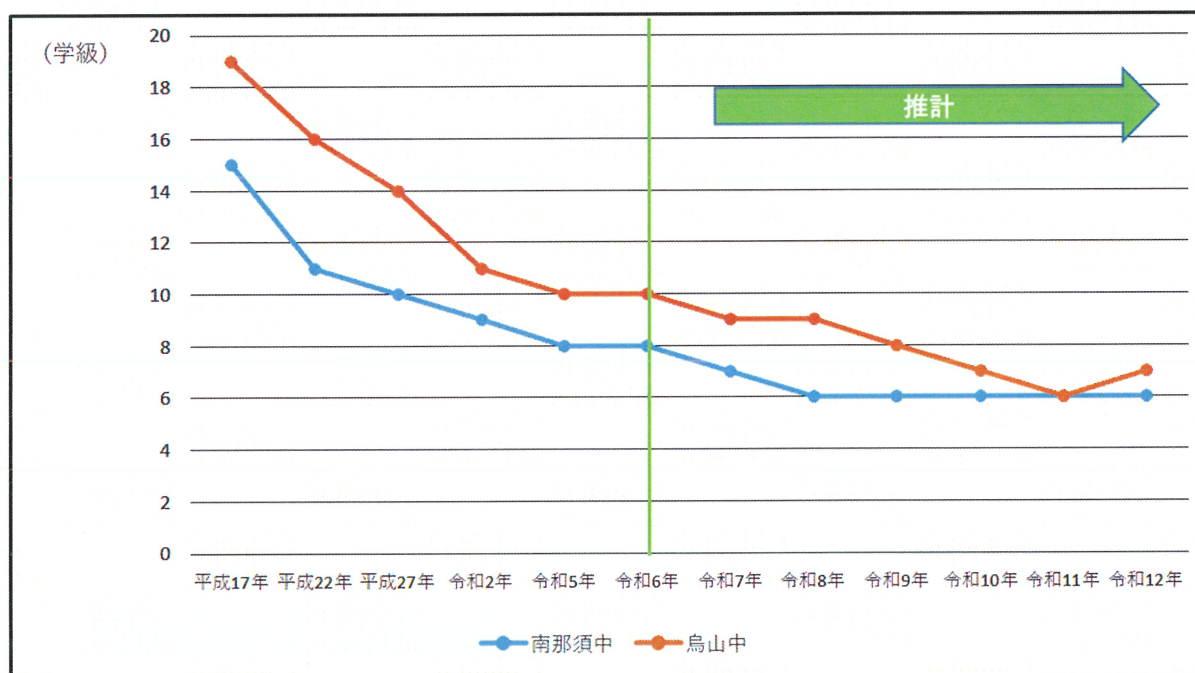
図 6、図 7 の学級数の推移では、平成 17 年の合併時から児童生徒数の減少に伴い年々減少傾向にあります。令和 6 年度の学級数について、国の基準となる 12 学級以上の学校は、烏山小学校のみであり、その他は適正基準を下回る小規模学校となっています。推計では、令和 9 年度には烏山小学校も 12 学級未満となり、境小学校については、令和 12 年度に 3 学級となることを見込まれます。

【図 6 小学校 学級数の推移】



	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
江川小	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
荒川小	12	12	12	12	11	10	10	7	7	6	6	6
境小	6	6	6	6	5	4	4	4	4	4	4	3
烏山小	19	17	15	12	12	12	12	12	11	11	10	10
七合小	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計	52	48	45	42	40	38	38	35	34	33	32	31

【図7 中学校 学級数の推移】



	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
南那須中	15	11	10	9	8	8	7	6	6	6	6	6
烏山中	19	16	14	11	10	10	9	9	8	7	6	7
合計	34	27	24	20	18	18	16	15	14	13	12	13

(4) 学年別児童生徒数及び学級数の推移

表1、表2の学年別児童生徒数の推移では、境小学校が令和6年度現在では4学級で、令和12年度には3学級になることが見込まれます。江川小学校と七合小学校は、当面は6学級を維持できますが、令和12年度には第1学年が10名以下となり、以降複式学級となる可能性があります。

【表1 小学校 学年別児童生徒数の推移】

<南那須地区>

区分	年度 学年	令和5年度 児童数	令和6年度 児童数	令和7年度 児童数	令和8年度 児童数	令和9年度 児童数	令和10年度 児童数	令和11年度 児童数	令和12年度 児童数
江川小学校	1年	16	21	17	12	11	11	11	8
	2年	16	16	21	17	12	11	11	11
	3年	25	15	15	20	16	11	10	10
	4年	18	25	15	15	20	16	11	10
	5年	29	18	25	15	15	20	16	11
	6年	16	29	18	25	15	15	20	16
	学校計	120	124	111	104	89	84	79	66
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6

荒川小学校	1年	33	30	35	24	22	23	22	16
	2年	42	32	29	34	23	21	22	21
	3年	38	42	32	29	34	23	21	22
	4年	41	38	42	32	29	34	23	21
	5年	39	39	36	40	30	28	32	22
	6年	36	37	37	34	38	28	27	30
	学校計	229	218	211	193	176	157	147	132
	学級数	11	10	9	7	7	7	7	6
地区計	児童数計	349	342	322	297	265	241	226	198
	学級数計	17	16	15	13	13	13	13	12

<烏山地区>

※網掛けの部分は複式学級

区分	年度 学年	令和5年度 児童数	令和6年度 児童数	令和7年度 児童数	令和8年度 児童数	令和9年度 児童数	令和10年度 児童数	令和11年度 児童数	令和12年度 児童数
境小学校	1年	4	9	7	5	5	5	5	3
	2年	9	4	9	7	5	5	5	5
	3年	6	9	4	9	7	5	5	5
	4年	10	6	9	4	9	7	5	5
	5年	10	10	6	9	4	9	7	5
	6年	14	8	8	5	7	3	7	6
	児童数計	53	46	43	39	37	34	34	29
	学級数	5	4	4	4	4	4	4	3
烏山小学校	1年	56	66	54	38	35	36	34	24
	2年	45	54	64	52	37	34	35	33
	3年	59	46	56	67	54	39	36	37
	4年	64	59	46	56	67	54	39	36
	5年	63	65	60	47	57	68	55	40
	6年	62	62	64	59	46	56	67	54
	児童数計	349	352	344	319	296	287	266	224
	学級数	12	12	12	12	11	11	10	10
七合小学校	1年	23	22	20	14	13	13	12	9
	2年	15	23	22	20	14	13	13	12
	3年	14	15	23	22	20	14	13	13
	4年	28	14	15	23	22	20	14	13
	5年	17	28	14	15	23	22	20	14
	6年	19	17	28	14	15	23	22	20
	児童数計	116	119	122	108	107	105	94	81
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6
地区計	児童数計	518	517	509	466	440	426	394	334
	学級数計	23	22	22	22	21	21	20	19

【表2 中学校 学年別児童生徒数の推移】

区分	年度 学年	令和5年度 生徒数	令和6年度 生徒数	令和7年度 生徒数	令和8年度 生徒数	令和9年度 生徒数	令和10年度 生徒数	令和11年度 生徒数	令和12年度 生徒数
南那須中学校	1年	82	50	60	64	53	50	52	57
	2年	72	82	50	60	64	53	50	52
	3年	62	72	82	50	60	64	53	50
	生徒数計	216	204	192	174	177	167	155	159
	学級数	8	8	7	6	6	6	6	6
烏山中学校	1年	103	93	90	97	80	76	79	86
	2年	112	101	91	88	95	78	75	77
	3年	97	112	101	91	88	95	78	75
	生徒数計	312	306	282	276	263	249	232	238
	学級数	11	10	9	9	8	7	6	7
中学校計	1年	185	143	150	161	133	126	131	143
	2年	184	183	141	148	159	131	125	129
	3年	159	184	183	141	148	159	131	125
	生徒数計	528	510	474	450	440	416	387	397
	学級数	19	18	16	15	14	13	12	13

(5) 年度別入学者数の見込み

表3、表4の年度別入学者数の見込みでは、出生数による入学者数を見込んでいます。そのため、転入転出など社会的要因及び特別支援学級などが考慮されていませんが参考に検証しています。令和9年度の入学者は100人未満となっており、令和12年度には62人となり、減少の加速化が進んでいます。

境小学校は、令和8年度以降、入学者が10人未満となり、引き続き複式学級が見込まれます。江川小学校は、令和11年度、七合小は令和12年度に10人未満となり、令和13年度には複式学級の可能性があります。また、中学校については、令和16年度から南那須中学校が、令和18年度には烏山中学校が1学級となることが見込まれます。

【表3 年度別入学者数見込み（小学校区）】※網掛けの部分は複式学級

出生年度	入学年度	江川小学校区	荒川小学校区	境小学校区	烏山小学校区	七合小学校区	出生数
平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年度	17	50	10	50	14	141
平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年度	16	29	8	33	14	100
令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年度	13	28	3	35	13	92
令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年度	12	20	5	39	18	94
令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年度	6	23	7	42	12	90
令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年度	7	20	8	25	2	62
合計		71	170	41	224	73	579

【表4 年度別入学者見込み（中学校区）】

出生年度	入学年度	南那須中学校区	烏山中学校区	合計
平成30年4月2日～ 平成31年4月1日	令和13年度	67	74	141
平成31年4月2日～ 令和2年4月1日	令和14年度	45	55	100
令和2年4月2日～ 令和3年4月1日	令和15年度	41	51	92
令和3年4月2日～ 令和4年4月1日	令和16年度	32	62	94
令和4年4月2日～ 令和5年4月1日	令和17年度	29	61	90
令和5年4月2日～ 令和6年4月1日	令和18年度	27	35	62

3 学校適正配置の状況（通学条件）

適正な学校配置の条件は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」により定められていますが、本市は学校の統廃合により、現在は基準と実情がありません。なお、本市の通学条件については、那須烏山市スクールバス管理規則第2条により次のとおり規定されています。

第2条 スクールバスは、次に掲げる市立学校の児童又は生徒（以下「児童等」という。）の登校及び下校における輸送のために運行する。

2 スクールバスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）児童等のうち、通学に要する距離が、小学校の児童にあってはおおむね2キロメートル、中学校の生徒にあってはおおむね4キロメートルを超える者

（2）心身に障害があり、又は負傷若しくは疾病等により歩行が困難である児童等及びその保護者

（3）前2号に掲げる者のほか、スクールバスの運行に支障がない範囲で、スクールバスを利用することが適当であると教育長が認める者

（1）スクールバス車両及び運行状況

表5のスクールバスの種別では、市保有バスが13台、業者委託が17台となっています。市保有バスのうち9台は、購入から20年が経過しています。業者委託については、令和6年度末で契約期間が満了となるため、児童生徒数の減少に伴い教育委員会では新たな契約を検討しています。

（2）スクールバス利用人数

表6の学校別スクールバスの運行状況では、令和6年度で小学生が515人（56.9%）、中学生が233人（42.7%）利用しています。本市は、小学校で2km以上（基準4km以上）、中学校で4km以上（基準6km以上）がスクールバスを利用できるため、他の市町村と比較すると利用率が高くなっています。

(3) 通学距離及び時間

通学距離は、小学校で最大で片道 10 km、中学校で最大で 15 kmとなっています。通学時間についてはスクールバスで最大 30 分程度となっています。なお、バス停での待ち時間等を含めると通学時間は最大で 40 分から 50 分となっています。

【表 5 スクールバスの種別（令和 6 年度）】

区 分		中型バス	マイクロバス	ワゴン車	合計
小学校	市保有	5	2	1	8
	業者委託	4	4	1	9
	合計	9	6	2	17
中学校	市保有	—	3	2	5
	業者委託	1	7	—	8
	合計	1	10	2	13
合 計	市保有	5	5	3	13
	業者委託	5	11	1	17
	合計	10	16	4	30

【表 6 学校別スクールバスの運行状況（令和 6 年度）】

学校名	使用車両	車両種別	運転手	委託期間	R6 契約金額 (税込)	利用人数 (R6)		台数
江川小学校	市有	中型バス	市職員	—	—	63	104	3
	市有	中型バス	業者	R5.4.1～R7.3.31	2,079,000	27		
	市有	ワゴン車	シルバー	—	—	14		
荒川小学校	市有	中型バス	シルバー	—	—	45	164	3
	市有	中型バス	シルバー	—	—	69		
	市有	中型バス	シルバー	—	—	50		
境小学校	市有	マイクロバス	シルバー	—	—	12	28	2
	業者	マイクロバス	業者	R2.10.1～R7.3.31	4,290,000	16		
烏山小学校	市有	マイクロバス	業者	R5.4.1～R7.3.31	1,864,500	23	120	5
	業者	マイクロバス	業者	R2.4.1～R7.3.31	16,267,680	31		
	業者	中型バス	業者			35		
	業者	中型バス	業者			18		
	業者	中型バス	業者			13		
七合小学校	業者	マイクロバス	業者	R2.10.1～R7.3.31	4,290,000	24	99	4
	業者	中型バス	業者	R2.10.1～R7.3.31	13,688,888	43		
	業者	マイクロバス	業者			22		
	業者	ワゴン車	業者			10		
南那須中学校	業者	マイクロバス	業者	R2.4.1～R7.3.31	12,012,000	16	93	6
	業者	マイクロバス	業者			14		
	業者	マイクロバス	業者			19		
	市有	マイクロバス	業者	R5.4.1～R7.3.31	2,507,560	19		
	業者	マイクロバス	業者	R5.4.1～R7.3.31	4,572,400	16		
	市有	ワゴン車	シルバー	—	—	9		
烏山中学校	市有	マイクロバス	シルバー	—	—	25	140	7
	市有	マイクロバス	業者	R5.4.1～R7.3.31	2,507,560	22		
	業者	マイクロバス	業者	R2.4.1～R7.3.31	8,545,680	23		
	業者	マイクロバス	業者			9		
	業者	中型バス	業者	R2.10.1～R7.3.31	14,175,325	31		
	業者	マイクロバス	業者			25		
	市有	ワゴン車	シルバー	—	—	5		

4 学校施設の状況

表7の本市の学校施設（校舎及び屋内運動場）では、施設数が22棟で、うち建築後40年を経過した施設は14棟となっています。大規模改修後20年を経過している施設は8棟であり、荒川小学校、境小学校、七合小学校となっています。令和2年度に行った劣化調査では、部分的劣化はありますが全体的にはA及びB判定が多い結果となっています。

なお、全面改修と環境や耐久性の向上を図る長寿命化事業を実施する場合、1校あたり7億円から12億円程度の事業費が必要となります。

○劣化状況欄の評価A～Dの基準

（劣化状況欄中の※について、一部の損傷のため、判定が下がっているが建物全体に影響が出ているものではない。）

A：概ね良好

B：部分的に劣化（安全・機能上問題なし）

C：広範囲に劣化（安全・機能上不具合の兆し）

D：早急に対応する必要がある（安全・機能上問題あり）

※長寿命化事業費は、令和2年度策定の長寿命化計画のコスト算定条件の単価を使用しているため、あくまでも目安とするものであり、必ずしも事業費がかかるわけではない。

【表7 学校施設状況一覧】

学校名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築 年度	築年数	改修箇所	劣化 状況 (R2)	改修 年度	改修 経過年	長寿命化改修 事業
江川小	管理教室棟	RC	3	3,794	H2 (1990)	34	屋根・屋上	A	H27	9	7 億
							外壁	A	H27	9	
							内部仕上	C※	H27	9	
							電気設備	B	H27	9	
							機械設備	A	H27	9	
	屋内運動場	S	2	1,474	H4 (1992)	32	屋根・屋上	A	H27	9	—
							外壁	A	H27	9	
							内部仕上	D※	H27	9	
							電気設備	B	H27	9	
							機械設備	A	H27	9	

学校名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築 年度	築年数	改修箇所	劣化 状況 (R2)	改修 年度	改修 経過年	長寿命化改修 事業
荒川小	管理普通 教室棟	RC	2	1,267	S49 (1974)	50	屋根・屋上	B	H14	22	2億3千万
							外壁	B	H14	22	
							内部仕上	B	H14	22	
							電気設備	C	H24	12	
							機械設備	A	h24	12	
	特別教室棟	RC	2	1,153	S49 (1974)	50	屋根・屋上	A	H15	21	2億1千万
							外壁	A	H15	21	
							内部仕上	B	H15	21	
							電気設備	C	H24	12	
							機械設備	A	H24	12	
	普通教室棟	RC	2	1,406	S49 (1974)	50	屋根・屋上	A	H15	21	2億5千万
							外壁	B	H15	21	
							内部仕上	B	H15	21	
							電気設備	C	H24	12	
							機械設備	A	H24	12	
	普通教室棟	RC	2	367	S54 (1979)	45	屋根・屋上	A	H15	21	7千万
							外壁	C※	H15	21	
							内部仕上	B	H15	21	
							電気設備	C	H24	12	
							機械設備	A	H24	12	
	屋内運動場	S	1	1,144	H17 (2005)	19	屋根・屋上	A	—	—	—
							外壁	B	—	—	
							内部仕上	A	—	—	
							電気設備	A	—	—	
							機械設備	A	—	—	

学校名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築 年度	築年数	改修箇所	劣化 状況 (R2)	改修 年度	改修 経過年	長寿命化改修 事業
境小	管理教室棟	RC	3	3,200	S57 (1982)	42	屋根・屋上	C	H4	32	5億7千万
							外壁	B	H4	32	
							内部仕上	C	H4	32	
							電気設備	B	H24	12	
							機械設備	B	H24	12	
	屋内運動場	S	1	885	S61 (1986)	38	屋根・屋上	B	—	—	—
							外壁	B	—	—	
							内部仕上	C	—	—	
							電気設備	B	—	—	
							機械設備	B	—	—	

学校名	建物名	構造	階数	延床	建築	築年数	改修箇所	劣化	改修	改修	長寿命化改修
-----	-----	----	----	----	----	-----	------	----	----	----	--------

				面積 (㎡)	年度			状況 (R2)	年度	経過年	事業
烏山小	特別教室棟	RC	3	1,686	S43 (1968)	56	屋根・屋上	A	H23	13	3 億
							外壁	B	H23	13	
							内部仕上	A	H23	13	
							電気設備	C	H23	13	
							機械設備	A	H23	13	
	管理特別 教室棟	RC	3	3,526 (渡り廊 下 含まず)	S44 (1969)	55	屋根・屋上	B	H22	14	6 億 3 千万
							外壁	B	H22	14	
							内部仕上	B	H22	14	
							電気設備	C	H22	14	
							機械設備	A	H23	13	
	普通教室棟	RC	2	1,086	S45 (1970)	55	屋根・屋上	A	H23	13	2 億
							外壁	B	H23	13	
							内部仕上	C	H23	13	
							電気設備	C	H23	13	
							機械設備	A	H23	13	
	屋内運動場	S	2	1,493	H22 (2010)	14	屋根・屋上	A	—	—	—
							外壁	A	—	—	
							内部仕上	A	—	—	
							電気設備	A	—	—	
							機械設備	A	—	—	

学校名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	築年数	改修箇所	劣化 状況 (R2)	改修 年度	改修 経過年	長寿命化改修 事業
七合小	管理特別 教室棟	RC	2	1,996	S48 (1973)	51	屋根・屋上	B	H14	22	3 億 6 千万
							外壁	B	H14	22	
							内部仕上	B	H14	22	
							電気設備	C	H14	22	
							機械設備	A	H24	12	
	普通特別 教室棟	RC	3	426	S55 (1980)	44	屋根・屋上	A	H14	22	8 千万
							外壁	B	H14	22	
							内部仕上	A	H14	22	
							電気設備	B	H24	12	
							機械設備	A	H24	12	
	普通教室棟	RC	3	303	S56 (1981)	43	屋根・屋上	A	H14	22	2 億 6 千万
							外壁	B	H14	22	
							内部仕上	A	H14	22	
							電気設備	B	H24	12	
							機械設備	A	H24	12	

	屋内運動場	S	1	925	H24 (2012)	12	屋根・屋上	B	—	—	—
							外壁	A	—	—	
							内部仕上	A	—	—	
							電気設備	A	—	—	
							機械設備	A	—	—	

学校名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	築年数	改修箇所	劣化 状況 (R2)	改修 年度	改修 経過年	長寿命化改修 事業
南那須中	管理特別 教室棟	RC	4	5,118	H4 (1992)	30	屋根・屋上	A	H26	10	7 億
							外壁	B	H26	10	
							内部仕上	B	H26	10	
							電気設備	B	H26	10	
							機械設備	A	H26	10	
	屋内運動場	S	2	1,497	H4 (1992)	32	屋根・屋上	B	H28	8	—
							外壁	B	H28	8	
							内部仕上	A	H28	8	
							電気設備	B	H28	8	
							機械設備	A	H28	8	

学校名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	築年数	改修箇所	劣化 状況 (R2)	改修 年度	改修 経過年	長寿命化改修 事業
烏山中	管理特別 教室棟	RC	4	3,850	S53 (1978)	46	屋根・屋上	A	H23	13	3 億 8 千万
							外壁	B	H23	13	
							内部仕上	B	H23	13	
							電気設備	C	H23	13	
							機械設備	A	H23	13	
	管理特別 教室棟	RC	4	2,705	S53 (1978)	46	屋根・屋上	B	H23	13	3 億
							外壁	B	H23	13	
							内部仕上	B	H23	13	
							電気設備	C	H23	13	
							機械設備	A	H23	13	
	屋内運動場	S	2	1,428	S53 (1978)	46	屋根・屋上	A	H21	15	—
							外壁	D※	H21	15	
							内部仕上	A	H21	15	
							電気設備	C	H21	15	
							機械設備	A	H21	15	

第4章 学校規模等による課題

1 小規模校のメリット・デメリット

小規模校については、具体的な定義はありませんが学校規模の標準（12～18 学級）を下回る学校とされています。一方では、小学校 6～11 学級、中学校 3～11 学級を小規模、それ以下を過小規模校などといわれる場合もあります。

小規模校の一般的なメリット・デメリットは、表 8 のとおりです。これは、文科省による資料を抜粋したのですが、本市も同様の状況となっています。小規模校については、メリットよりもデメリットの方が大きいと考えられます。

【表 8 小規模校のメリット・デメリット】

	学習面	生活面	学校運営面	その他
メ リ ッ ト	児童生徒一人ひとりに目がとどきやすく細かな指導が行いやすい。	児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。	全教員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	保護者や地域社会との連携が図りやすい。
	学校行事や部活動において、児童生徒一人ひとりの個別の活動を設定しやすい。	異学年間の縦の交流が深まりやすい。	学校が一体となって活動しやすい。	災害発生等による緊急避難時に混雑が生じにくい。
		児童・生徒の一人ひとりの目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	
デ メ リ ッ ト	集団の中で、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少ない	クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。	教職員数が少ないため、経験、強化、特性などの面でバランスのとれた配置が行いにくい。	PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。
	1 学年 1 学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。	学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等について相談・研究・協力・切磋琢磨等行いにくい。	
	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。	切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	一人に複数の校務分掌が集中しやすい。	
	中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。	組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。	

児童・生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。		子ども一人あたりの経費が大きくなりやすい。	
部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まれやすい。			

【参照】中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営のあり方に関する作業部会

2 複式学級のメリット・デメリット

複式学級の編制等については、以下のとおりであり、複式学級の一般的な特性及びメリット・デメリットは表9のとおりです。複式学級は、小規模校のメリット・デメリットに加え、学習面においてのメリット・デメリットが考えられます。

○単式学級 同学年の児童又は生徒で編制する学級

○複式学級

国の定める学級編制基準に照らして、児童又は生徒数が少ないために1つの学年の児童又は生徒だけでは学級の編制ができない場合に、同一学級に2個学年を収容して編制する学級

○複式学級の編制

複式学級の編制については、各学校における同学年の児童生徒数による。一学級の児童生徒又は生徒の数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項に「公立小・中学校及び義務教育学校の一学級の児童又は生徒数を標準として、都道府県の教育委員会が定める」と示されており、栃木県教育委員会では、小学校において2個学年複式学級を定めている。

【小学校】

<第1学年児童を含む場合 8人以下>

2個学年の児童数の合計が9名以上であれば、それぞれの学年が単式学級となるが、8名以下であれば複式学級となる。

<第1学年児童を含まない場合 16人以下>

2個学年の児童数の合計が、16名以下の場合に複式学級に編制される。学級の組み合わせについては、下の学年から、上の学年からなど様々な組み合わせがある。

(1) 複式学級の特性

- ① 学年を超えた生活集団
- ② 異学年で構成された学級
- ③ 2個学年の児童により編制されているため、単式学級の構造が「横の関係」で成り立っているのに対し、複式学級は「縦の関係」で成り立っている。
- ④ 学年の組み合わせにより、学級の構成人数が毎年変わることがある。

【表9 複式学級（小学校）のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
①個々の児童に即した指導（学習の個別化）	①学年や性別による児童数の偏り
②学年を超えた生活集団を通じ、理解しあった性格や能力に応じた個人の位置づけ	②個々の能力差や個人差の開きが大きい
③異年齢同士の協力的な態度を養いやすい	③交流相手が限定され、学習の場面で多面的議論をすることが困難
④一人ひとりの存在感や役割をもたせやすい（リーダーとしての活躍）	④社会経験が育ちににくい傾向がある
⑤協力的な学習態度を育てやすい	⑤教師が手厚く指導、支援しすぎてしまう

【参照】栃木県教育委員会 複式学級の手引き

第5章 望ましい学校規模の確保

小中学校の現状や推移、課題を踏まえ、望ましい学校規模を確保するための協議の結果を以下のとおり定めます。

1 望ましい適正規模（学級数）

（1）小学校

小学校では、多様な人間関係の構築や集団の中での多様な考え方を育むうえでクラス替えを可能とし、切磋琢磨する教育活動を行えることが必要と考えます。小規模校については、やはり課題の方が多い現状です。

意識調査の結果では、人間関係の固定化や集団活動の教育効果を課題として捉えており2学級から3学級が理想と考えられていますが、小規模校のメリットである「教師の目が一人ひとりに行き届く」「きめ細かな指導」が求められています。

そのため、複数の教員を配置するためにも 12学級以上（各学年2学級以上）の学校規模が望ましいとします。

ただし、地域性等を考慮し6学級（各学年1学級）を下限とし、1学級18人程度以上を目安とします。

※1学級18人程度の根拠

国の基準では1学級の児童数が35人と定められています。36人の場合には、1学級が18人となることから、学校統合等の検討は1学級18人程度を目安とします。

（2）中学校

中学校では、生徒同士の人間関係や教員との人間関係に配慮した学級編成が必要であり、学習等に影響がないよう、また、全教科に十分な教員配置ができるよう、一定数の生徒・教員を確保する必要性から 6学級以上（各学年2学級以上）が望ましいとします。

2 望ましい適正配置

（1）適正配置（通学条件）

那須烏山市は、合併により、現在は小学校5校、中学校2校が点在しています。児童生徒数の減少により、国の基準である「適正な通学距離：小学校4km、中学校6km以内」は実情にあっていません。現在の本市の通学距離は、小学校が最大で片道約10km、中学校が最大で片道約15kmとなっています。通学時間については、スクールバスの待ち時間も含めると40分～50分であり、そのため、国の手引きによる 「通学時間：概ね1時間以内」を目安とすることが望ましいとします。

(2) スクールバスの運行

スクールバスの運行については、現在、小学校で2 km以上、中学校で4 km以上が運行の条件となっています。今後の児童生徒数の減少を踏まえると、国の基準（小学校で4 km以上、中学校で6 km以上）では登下校班が維持できないため、児童生徒の安全確保が難しいと考えられます。そのため現状を維持することを望みます。

また、低学年の児童と高学年の児童との体力の違いも考慮し、実態に応じたスクールバス運行の対応を望みます。

第6章 学校再編の適否に関する合意形成

学校は、児童生徒の教育のために設置している施設であり、児童生徒の教育的条件の改善の視点を中心に捉えていくことが必要です。将来推計を踏まえ、児童生徒数一定の学校規模を確保することを前提とするとともに、本市の地域性等を踏まえて、学校再編の準備を進めていくことが望ましいと考えます。

1 複式学級の解消

複式学級については、学年や性別の偏り、多様な学習指導形態のとりにくさなど課題が多くあります。課題解消のためには、複式学級の解消を最優先課題とし、学校再編を進めることが望ましいとします。

2 小規模学校

クラス替えができない学校規模であり、特に児童生徒数が少ない場合は課題が大きいため、適正規模の条件を踏まえつつ、更なる児童生徒数の減少が見込まれる場合は、学校再編を進めることが望ましいとします。

3 クラス替えができる学校

全学年でクラス替えができる学校規模であり、児童生徒数の推移を勘案しつつ、学校環境の充実及び教育効果を高めていくことが望ましいとします。

第7章 学校再編の具体的対策

1 小学校の具体的対策

現在、12 学級以上の学校は「烏山小学校」のみであり、将来推計では、12 学級以上の学校が令和9年度にはなくなる見込みとなっています。特に「境小学校」は、現在複式学級が編制されており、将来推計でも解消される見込みがありません。また、「江川小学校」、「七合小学校」は、現在も1 学級 18 人以上を維持できない学級があります。このことを踏まえ、以下により学校再編を進めることが望ましいと考えます。

○境小学校

「境小学校」は複式学級を早急に解消する必要があります。現在、境地区の中学生は烏山中学校に通学していることを踏まえると烏山小学校への統合が望ましいとします。

統合時期については、児童及び保護者、地域住民等との協議、準備期間を十分に確保しつつ、速やかに統合準備に着手することが望ましいとします。

【表 10 境小学校と烏山小学校の統合】

※網掛けは複式学級

区分	年度 学年	令和7年度 生徒数	令和8年度 生徒数	令和9年度 生徒数	令和10年度 生徒数	令和11年度 生徒数	令和12年度 生徒数
境 小 学 校	1年	7	5	5	5	5	3
	2年	9	7	5	5	5	5
	3年	4	9	7	5	5	5
	4年	9	4	9	7	5	5
	5年	6	9	4	9	7	5
	6年	8	5	7	3	7	6
	学校計	43	39	37	34	34	29
	学級数	4	4	4	4	4	3
烏 山 小 学 校	1年	54	38	35	36	34	24
	2年	64	52	37	34	35	33
	3年	56	67	54	39	36	37
	4年	46	56	67	54	39	36
	5年	60	47	57	68	55	40
	6年	64	59	46	56	67	54
	学校計	344	319	296	287	266	224
	学級数	12	12	11	11	10	10

区分	年度 学年	令和7年度 生徒数	令和8年度 生徒数	令和9年度 生徒数	令和10年度 生徒数	令和11年度 生徒数	令和12年度 生徒数
統合後	1年	61	43	40	41	39	27
	2年	73	59	42	39	40	38
	3年	60	76	61	44	41	42
	4年	55	60	76	61	44	41
	5年	66	56	61	77	62	45
	6年	72	64	53	59	74	60
	学校計	387	358	333	321	300	253
	学級数	14	13	13	13	13	11

○江川小学校及び荒川小学校

「江川小学校」は、将来推計で令和12年度にすべての学級で児童数が18人を下回る見込みです。また、出生数による入学者数見込みでは、令和12年度以降に複式学級となる可能性があり、教育上の課題が大きくなります。一方「荒川小学校」は、令和13年度以降、児童数が18人以下の学級が見込まれます。このことから、今後の児童数の推移を考慮しながら、両校の統合に向け検討する必要があります。

なお、「荒川小学校」は築年数が50年、屋根・外壁については大規模改修から20年以上が経過していること、また土砂災害警戒区域に指定されており、これらを考慮する必要があります。

○七合小学校

「七合小学校」は、将来推計で令和12年度にほとんどの学級が児童数18人を下回る見込みであり、出生数による入学者数見込みでは、令和13年度以降に複式学級となる可能性があります。現在七合地区の中学生は、烏山中学校に通学していることを踏まえ、今後の児童数の推移を考慮しながら、烏山小学校との統合に向け検討する必要があります。

2 中学校の具体的対策

両中学校は、それぞれが統合しており、現在、学級数を維持できています。また、校舎については、大規模改修から経過年数が15年未満で、両中学校とも将来推計では、6学級以上が確保できる見込みであり、地域性を踏まえると現状維持が望ましいとします。

○南那須中学校

旧下江川中学校と旧荒川中学校が統合し10年が経過。当面は、クラス替え可能な6学級以上が確保できるため現状のままとします。

○烏山中学校

クラス替え可能な6学級以上が確保できるため現状のままとします。

第8章 魅力ある学校づくり

小中学校の適正規模・適正配置等を検討するにあたっては、将来ビジョンの共有が重要であり、よりよい学校、魅力ある学校づくりにつながっていくことが必要と考えます。そのため、下記による取り組みを望みます。

1 魅力的な学習環境の提供

- ① 各学校には、これまで取り組んできた特色ある教育、学校運営上の工夫があります。そのため、学校統合にあたり学校運営協議会や地域学校協働本部との協力のもと、地域と学校がより密接に連携・協働し、魅力ある学校を創り上げていくことを望みます。
- ② 意識調査の結果から、小中学校では、「教師の目が一人ひとりの児童生徒に行き届く」、「児童生徒へのきめ細かな指導が期待できる」が求められています。また、児童生徒数については、1学級20人～30人が求められています。このことから、学校統合により、単に学校規模を確保するだけでなく、よりよい教育環境が得られるよう取り組みを望みます。
- ③ 本市の人口減少は、自然減のほかに若い世代の転出が大きな要因と考えられます。学校統合を進めるにあたり、確かな学力の向上や主体的に学ぶ子どもの育成を目指した特色ある教育を推進するとともに、急速な情報化や技術革新など社会の多様性に対応できる魅力ある学校づくりを望みます。
- ④ 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育の充実を図るためには、高い資質能力を備えた教員が自信を持って指導にあたり、保護者や地域とともに学校づくりを展開することが求められます。学校統合により、教職員を確保し資質向上の取り組みを望みます。
- ⑤ 今後も、児童生徒数の減少は継続することが見込まれます。令和5年度の出生数は60人程度であり、統合をしても将来はクラス替えができる人数を確保することができない可能性があります。そのため、小規模校の特色を見出し、課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保など課題解消に向けた取り組みを望みます。

2 学校環境の充実

- ① 学校統合により教育予算を削減することを前提とするのではなく、統合により魅力ある学校づくりを進めるため、学習環境、学校施設・設備の充実を図ることを望みます。

- ② 学校施設は、大規模改修から 20 年を経過した施設があり、改修等も含め検討が必要と
考えます。また、気候変動により猛暑日が続いており、特別教室や体育館への空調設備
の設置なども併せて検討し、児童生徒の教育環境の改善に取り組むことを望みます。
- ③ 学校統合により通学路の変更が見込まれます。通学路の安全点検を定期的に実施する
など安全確保に関する対応を望みます。
- ④ スクールバスの活用により通学時間が長くなり、児童生徒の体力の低下や家庭学習の
時間の減少などが懸念されます。学校での体力づくり活動の充実など創意工夫により課
題解決を図ることを望みます。

第9章 学校統合に向けての配慮

学校統合には、様々な課題が生じます。学校統合後の教育活動を円滑に進めるとともに、保護者や地域住民との理解を得ながら進めることが必要と考え、以下について配慮を望みます。

1 児童生徒の環境変化への配慮

学校統合は、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いが生じることのないよう、統合予定の児童の交流や統合前の在籍教員の配置などの対応を望みます。また、学校統合後も、スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制整備や、不安や悩みに対するアンケート調査の継続的な実施など新たな環境の適応を継続的に支援することを望みます。

2 地域コミュニティへの配慮

- ① 学校統合に伴い、通学区域の拡大や学校がなくなることにより、統合後の学校と地域との関係が希薄化されることが懸念されます。このため、「学校が関わる地域が広がること」を最大限に活かし、地域社会での教育の充実を図ることを望みます。
- ② 学校統合に伴い、地域コミュニティの低下が懸念されますので、施設の状況や地域住民の意向を踏まえ有効活用に努めることを望みます。

3 将来ビジョンの共有

- ① 今回の答申については、複式学級や小規模校に対する課題を把握し、課題を解消するための適正規模・適正配置を協議した結果となっていますが、将来ビジョンの共有が重要であり、課題の可視化と並行して効果の見通しを共有できることを望みます。
- ② 将来的には、更なる児童生徒数の減少が見込まれ、クラス替えのできる規模を確保することは困難になると考えます。そのため、次の段階では、小規模校としてのメリットを活かしつつ、デメリットが解消できるよう、将来を見据えた小学校・中学校の段階を一体的に捉え、学校の魅力づくりや将来の子育て環境の充実及びまちづくりの発展につなげる観点から、小中一貫教育の取り組みについても検討を望みます。

4 小中学校の適正規模・適正配置等に関する計画策定

- ① 今後、この答申を受け計画の策定を進めていくとのことであり、計画策定にあたっては、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や就学前の子どもの保護者の声を重視するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら進めることを望みます。

- ② 計画の期間については5年間程度とし、常に児童生徒数の推移を考慮するとともに、見直す場合には委員会を設置するなど、市民に配慮した取り組みを望みます。

おわりに

本委員会は、児童生徒数の減少に対し教育条件の改善を重視し、適正規模・適正配置について議論を進めてきました。議論の中では、複式学級や小規模校の課題に対する意見や小規模校のよさに対する意見、地域コミュニティへの配慮、将来を見据えた意見などが出され活発な議論が行われました。また、学校の統合を進めるには、保護者や地域と正確な情報を共有し丁寧な説明をしていくことで意見が一致しました。

本委員会は、資料を基に様々な角度から検討を進め答申書を作成しました。今後は、この答申を踏まえ、適正規模・適正配置等の計画を策定することであり、更なる分析を行い市民の意見を踏まえながら策定されることを願います。

また、本市の人口は長期にわたる減少局面に移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大が見込まれます。そのため、人口を減らさないためにも、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、学校統合についてはまちづくりの観点からも進めていただきたいと思います。

最後に、高い教育内容と安心して学べる教育環境の充実が図られ、教育振興ビジョンの基本理念である「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力を育むまちづくりー未来の担い手となる人づくりを目指してー」の実現につなげていただくことを期待します。

<資料編>

1 那須烏山市学校適正規模等検討委員会名簿

No	区 分	氏 名	任 期	役 職 名 等
1	自治会連合会	中 山 桑 男	R5.11.30～R7.5.22	南那須地区代表
2		黒 須 正 夫	R5.11.30～R7.5.22	烏山地区代表
3	学校関係者	大 金 仁	R5.11.30～R7.5.22	小学校長代表（烏山小）
4		安 藤 育 夫	R5.11.30～R6.6.24	中学校長代表（南那須中）
		村 上 哲 大	R6.6.25～R7.3.31	
			R7.4.1～R7.5.22	（七合小学校）
5	PTA 関係者	広 木 希	R5.11.30～R6.6.24	江川小学校代表
		落 合 孝 明	R6.6.25～R7.5.22	
6		鈴 木 徳 之	R5.11.30～R6.6.24	荒川小学校代表
		滝 裕 美	R6.6.25～R7.1.14	
		久保居 俊 之	R7.1.15～R7.5.22	
7		平 山 茂 樹	R5.11.30～R6.6.24	境小学校代表
		山 村 浩 之	R6.6.25～R7.5.22	
8		福 田 信 哉	R5.11.30～R7.5.22	七合小学校代表
9		森 島 今日子	R5.11.30～R6.6.24	烏山中学校代表
		澤 村 和 彦	R6.6.25～R7.5.22	
10	保育園・幼稚園 関係者	吉 水 義 浩	R5.11.30～R7.3.31	認定こども園 烏山みどり幼稚園長
			R7.4.1～R7.5.22	（こうのやま保育園長）
11		榎 由美子	R5.11.30～R7.3.31	つくし幼稚園長
			R7.4.1～R7.5.22	（なすからこども園長）
12	女性団体関係者	大 谷 明 美	R5.11.30～R7.5.22	市女性団体連絡協議会
13	教育に関し識見を 有する者	野 上 なつみ	R5.11.30～R7.5.22	－
14		佐 竹 信 哉	R5.11.30～R7.5.22	－
15	公募委員	仲 澤 清 一	R5.11.30～R6.11.5	公募

2 開催状況

回 数	年 月	内 容	備 考
第 1 回	令和 5 年 11 月	○委嘱状の交付及び正副委員長選出 ○学校適正規模等検討委員会 ○市内小中学校の状況 ○今後の会議の進め方	
第 2 回	令和 5 年 12 月	○学校視察（境小学校、江川小学校）	
第 3 回	令和 6 年 1 月	○学校視察（境小学校、七合小学校）	
第 4 回	令和 6 年 6 月	○役員改選に伴う委嘱状交付 ○「小中学校の適正規模・適正配置等について」を検討 するにあたっての指針について ○学校適正規模・適正配置等について ○本市の現状について	
第 5 回	令和 6 年 9 月	○本市の学校状況について ○令和 4 年度意識調査結果の分析について ○本市の小中学校の現状及び課題の検証について	
第 6 回	令和 6 年 11 月	○本市の小中学校の現状及び課題の検証について ○意見交換	
第 7 回	令和 7 年 1 月	○那須烏山市の望ましい学校規模の確保について	
第 8 回	令和 7 年 2 月	○答申（素案）の検討	
第 9 回	令和 7 年 4 月	○答申の決定	

那 烏 学 第 466 号
令和 5 年 11 月 30 日

那須烏山市学校適正規模等検討委員会 委員長 様

那須烏山市教育委員会
教育長 田代 和義

那須烏山市学校適正規模・適正配置等について（諮問）

那須烏山市学校適正規模等検討委員会設置要綱第 2 条の規程により、下記事項について検討のうえ、答申いただきますようお願いいたします。

記

1. 那須烏山市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
2. 那須烏山市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について

諮問理由

学校教育では、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨しながら児童生徒一人一人が資質、能力を伸ばしていくことが重要であり、そのためには一定数以上の児童生徒が在籍する学校規模が確保されることが必要です。

本市においては、境小学校において、令和 4 年度から、児童の適正を生かした教育活動の一層の推進を図るとともに、複式学級の解消を図ることを目的に「小規模特認校制度」を導入しています。このほか、江川小学校及び七合小学校においては、1 学年 1 学級編成となっています。

今後も少子化が進む中で、将来を見据えた那須烏山市立小中学校の適正規模・適正配置等について、教育的視点から答申いただきますようお願い申し上げます。

那須烏山市学校適正規模等検討委員会設置要綱

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

(設置)

第 1 条 少子化の進展に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、那須烏山市立小学校及び中学校の適正な規模及び配置等を検討するため、那須烏山市学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、那須烏山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を答申するものとする。

- (1) 学校の適正な規模及び配置等のあり方についての調査研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 自治会等代表者
- (2) 学校関係者代表
- (3) 市立学校 P T A 代表
- (4) 保育園・幼稚園代表
- (5) 教育に関し識見を有する者
- (6) その他教育長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、原則として当該諮問事項に係る答申が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席者委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じて検討委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この要綱施行後の最初の委員会の招集は教育長が行うものとする。

